

長寿の郷ロクハ荘管理規則

公共施設である草津市立長寿の郷ロクハ荘(以下「ロクハ荘」という。)の管理運営については、安全で安心な利用の確保と良好な環境の保持を第一に、適正かつ効率的な運営管理を目指して、より一層の施設の活用と機能の発揮を図り、高齢者福祉の推進および市民生活の向上を図ります。

ロクハ荘指定管理者である(公財)草津市コミュニティ事業団は、公衆衛生法、草津市立長寿の郷ロクハ荘の条例や草津市暴力団排除条例、滋賀県公衆浴場法施行条例他、関係規定を受け、必要な規則を以下のとおり定める。

(対象)

第1条 本管理規則の対象は、「長寿の郷ロクハ荘」および「長寿の郷ロクハ荘施設における指定管理者(以下「管理者」という。)の管理する備品等」の利用に関する事項とする。

(安全上の利用制限)

第2条 管理者は、ロクハ荘の安全で安心な環境を保持するため、利用者による以下の行為を禁止する。

- (1)管理者の許可のない刀剣類およびその他危険物の持ち込み
- (2)備品等の危険な使用
- (3)管理者の許可のない火気類の持ち込みおよび使用
- (4)その他、ロクハ荘の安全で安心な利用を妨げる行為

(衛生上の利用制限)

第3条 管理者は、ロクハ荘の衛生状況を良好に保つため、利用者による以下の行為を禁止する。

- (1)ロクハ荘内の衛生状況を悪化させると認める不潔な行為
- (2)衛生上好ましくないと管理者が認める物品等の持ち込み
- (3)家庭ゴミの持ち込み
- (4)指定場所以外へのゴミの廃棄
- (5)管理者の許可を得ない動植物の持ち込み(但し、身体障害者補助犬を除く。)
- (6)ロクハ荘敷地内の指定場所以外での喫煙

(管理に支障のある行為の禁止)

第4条 管理者は良好な利用環境を維持させるため、管理に支障のある以下の行為を禁止する。

- (1)ロクハ荘を利用しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 4年 3月 1日施行)による暴力団および暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする。)またはその関係者であり、当該利用が暴力団の利益となる場合の利用
- (2)勧誘や物品販売などを伴う宗教活動

- (3) 管理者の許可を得ない物品、機材等の持ち込みまたは施設内への留め置き
- (4) 騒音または大声を発生、そのほか他人に迷惑を及ぼす行為
- (5) 悪臭を発生させる行為や悪臭を発生させる物の持ち込み
- (6) ロクハ荘施設および設備の本来の目的とは異なる利用方法
- (7) ロクハ荘施設および設備を汚損する行為
- (8) ロクハ荘施設における酒気帯びでの利用
- (9) 粗野または乱暴な言動をし、または威嚇するなどの行為によって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、または他の者に嫌悪感を覚えさせることにより、当該他の者のロクハ荘施設の利用を妨げる
こと
- (10) 浴槽内における着衣の利用(入浴着は除く)
- (11) 浴槽または脱衣所以外での裸身、半裸身、下着での利用
- (12) その他ロクハ荘の良好な秩序の維持に反すると管理者が認める行為
(施設、備品・付属品の利用に関する事項)

第5条 管理者は、ロクハ荘の施設および備品・用具類について適正で快適な利用を確保するため、利用者による以下の行為を禁止する。

- (1) 施設または備品・用具類の占有使用
- (2) 予約・受付を要する施設および備品・用具類の必要な手続きを経ない利用
- (3) 管理者の許可なく備品・用具類を移動、持ち出すこと
- (4) 共用スペースの占拠および個人の所持品の放置
- (5) その他施設および備品・用具類の適正な利用を妨げる行為
(原状回復の義務)

第6条 利用者は、施設、備品・用具類を損傷し、または滅失したときは、管理者が指定する期日までに自らの責任で現状に回復し、またはこれに要する経費を負担しなければならない。

(施設への立ち入り制限)

第7条 管理者は、次の各号の一つに該当する者の立ち入りを拒否し、または退場を命ずることができる。

- (1) 伝染病に罹患していると疑われる者
- (2) 管理者の指示に従わず、秩序を乱す恐れがあると認められる者
- (3) 第2条から第5条に規定する禁止事項の一つ以上に該当すると認められる
者

(温浴施設の利用に関する細則)

第8条 管理者は、温浴施設について、上に定める規定に基づき、別途必要な規程を定める。

附則

この規則は、平成27年10月20日から施行する。